

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百一号の項中「除く。」の下に「、青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一から同郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六まで（同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一から同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田二十五番一を経て同郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六までを除く。）」を加え、「金足大清水字堤下二十番一」を「金足岩瀬字小川瀬三十一番一」に、「六十四番六」を「二百三十三番九十八」に改め、同表四百八十三号の項中「上佐野字長尾谷四百十五番二」を「戸牧字畑ケ中千八百三十番二」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年七月三十日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。